

助成金給付事業

こども支援事業

目的

本助成金は、子どもの貧困、虐待、孤立といった深刻化する社会問題に対応し、青少年の健全な育成や経済的に困窮するひとり親家庭等を支援する活動を行う団体を対象に支給されるものです。

これにより、当事者への直接的な支援だけでなく、貧困の連鎖を断ち切り、社会全体の生産活動の活性化や国民負担の軽減を図ることを目指しています。

栃木県内で活動し、安定した運営基盤を有する非営利団体に助成金を支給することで、児童福祉の向上と社会全体への貢献を目的とするものです。

内容

1. 本助成金の目的



現在、国内においては、子どもの貧困、虐待、孤立など、子どもたちを取り巻く問題が存在し、その状況は年々深刻化しています。

この状況がさらに悪化した場合、貧困の連鎖や子どもの心身の成長の阻害等、当事者への影響だけでなく、社会的な生産活動を担う人材の減少、公的支援の増大による国民負担の増加など、社会全体に及ぼす影響も少なくありません。

本事業は、青少年の健全な育成やひとり親家庭等を支援する団体に助成金を支給することにより、これらの問題解決に貢献することを通じ、児童福祉の充実及び向上に寄与することを目的としたものです。

2. 対象団体

本財団の理念や目的を理解し、青少年等の健全な育成や経済的に困窮するひとり親家庭等に関する支援活動を栃木県内で行っている団体（一般社団法人及び一般財団法人については、非営利性が徹底された法人）とします。

なお、任意団体（人格のない団体等、法人格のない団体）は対象外としますが、これは、当該団体の運営基盤や財務基盤が脆弱である場合、本事業における助成金が本来の目的に沿って運用されないことが考えられるためです。

3. 助成金の使途

助成金の使途は、交付対象事業に直接必要な経費および固定資産の購入費とします。

4. 公募期間

2025年7月1日～2025年10月31日

子ども支援助成金給付申請書・提出書類の提出により受付とします。

5. 提出書類

- ☒ 子ども支援助成金申込書（下記ボタンよりダウンロードしてください）
- ☒ 主たる事業の目的（発行1か月以内の履歴事項全部証明書の写し及び定款の写し）
- ☒ 事業実施体制及び活動内容・実績
- ☒ 事業計画書および収支予算書
- ☒ 助成金の使途計画
- ☒ 他団体からの助成金等の受給状況

※ その他、財団が必要と認める書類が追加で提出依頼されることもあります。

子ども支援助成金申込書ダウンロード

6. 書類提出先

栃木県宇都宮市宝木町2-880

公益財団法人 飯村平和財団 事務局 宛

メール：info@iimura.foundation

7. 助成金内容

助成金の交付額については、1団体当たり50万円を限度とし、一事業年度に交付する団体は、10団体程度とします。
助成金は、助成金給付規定に従って、対象団体に全額支給もしくは対象団体からの請求をもって支給します。

8. 選考

本財団に設立された外部委員を含む有識者からなる助成金選考委員会によって、提出された申請書類審査を行います。

書類審査に合格の後、代表者に対する面接により最終選考を行います。

選考に際しては、助成先団体の事業目的、活動実績、事業内容、事業実施体制、財務基盤、他団体からの助成金等の受給状況等を考慮いたします。

9. 実績報告

助成金を支給した団体からは、事業完了後に実績報告書の提出を義務付けるとともに、必要に応じ、当該団体の代表者等との面談により、助成金の使用状況を確認いたします。

助成金の目的外使用が認められる場合は、助成金の返還を求めます。

🏠 ホーム > こども支援事業 > 助成金給付事業

🏠 ホーム

👉 ベンチャー企業等助成事業

👉 お知らせ

👉 ご挨拶

👉 こども支援事業

👉 お問い合わせ

👉 開示資料

▶ 助成金給付事業

▶ 奨学金給付事業

© 公益財団法人飯村平和財団.